

表面

〈離婚後の紛争調整調停を申し立てる方へ〉

1 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙… 1 2 0 0 円分
- ☐ 郵便切手… 1 1 0 円× 5 枚、1 0 0 円× 5 枚、5 0 円× 5 枚、2 0 円× 5 枚、1 0 円× 5 枚
(合計 1, 4 5 0 円分)

2 申立てにあたり裁判所に提出していただく書類

注 意 事 項

※裁判所に提出された書類は原則として返還することはできません。

※個人番号（マイナンバー）が記載された書類は受け取ることができません。

※裁判所に提出された書類は、原則として、相手方が裁判所の許可を得た上で、閲覧またはコピーをすることができます。申立書以外の提出書類に、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報が含まれている場合、自分でその部分をマスキング（黒塗り）するなどして読めないようにしたものを提出してください。その情報が手続上どうしても必要な場合は、その書類を提出する際に、毎回「非開示の希望に関する申出書」を作成し、添付の上提出してください。

※調停手続の進行に応じて、資料の追加を依頼することがあります。

提出書類	☐ 申立書	原本及びその写しを提出してください（写しは相手方の人数分が必要です）。ほかに、申立人控えとして1通をお手元に保管してください。 裁判所に提出された申立書写しは、相手方に送付します。
	☐ 事情説明書	相手方の申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
	☐ 進行連絡メモ	裁判所限りの書類として扱われ、相手方に見せることはありません。
	☐ 送達場所の届出書	裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所は、できるだけ避けてください。その場所しかない場合は、「非開示の希望に関する申出書」欄を記入し、非開示の希望の申出をしてください。
	☐ 本件紛争に関する書類	本件紛争に関する書類またはその資料がある場合は、その書類の <u>原本ではなく写し</u> （裁判所分と相手方分）を提出してください。

マイナンバーにご注意ください！

- ① 確定申告書・源泉徴収票・住民票はありますか？
あればマイナンバーが書かれていないか、もう一度確認してください。
- ② 裁判所はマイナンバーを受け取れません。
マイナンバー部分を黒くぬったものをコピーして提出してください。

確定申告書の1枚目のここにマイナンバー！

税務署長 令和 〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇 年 分の 所得 税 及 び の 復 興 特 別 所 得 税 の 申 告 書 B F A 2 2 0 0

住所	個人番号	生年月日
フリガナ	氏名	
職業	屋号・雅号	世帯主の氏名
世帯主との続柄	種類	青色 分離 国出 損失 修正 特農 特農
課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額

確定申告書の2枚目のここにマイナンバー！

〇 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
明・大昭・平		妻		障	特障	国外	年調 同 別居 調整

〇 事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
明・大昭・平		妻			

〇 住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
-----------------------	------	---------	--------------	--------------------------	---------------	---------------	------------	------------

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票

支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数

源泉徴収票のここにマイナンバー！

住 民 票

住民票

世帯主	山田 太郎
住所	〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇号
氏名	山田 太郎
個人番号	123456789012
住所を定めた日	
転入前住所	〇〇県××市××区××丁目××番地××号
本籍	〇〇県△△市△△区△△丁目△△番地△△号

住民票のここにマイナンバー！